



## 第2期総社市子ども・子育て支援事業計画

概要版



# 計画の概要

## 計画策定の趣旨

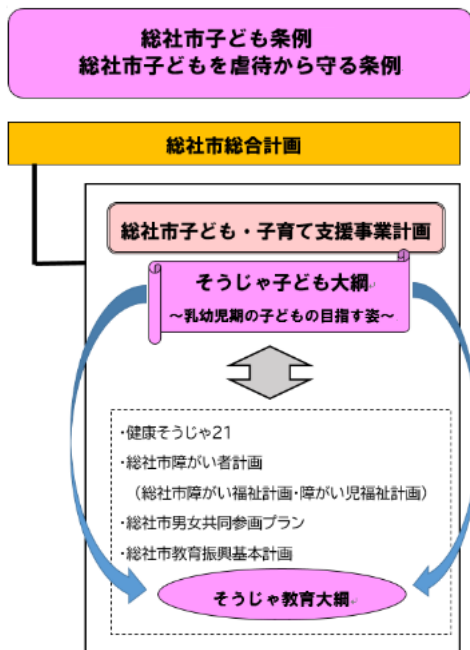
本市においては、15歳未満の人口は横ばいで留まっているものの、65歳以上の高齢者の割合は増加しており、高齢化が進行しています。将来的に、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会的変化を受け、本市に存在する諸課題を把握するとともに、その解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。

「第2期総社市子ども・子育て支援事業計画」では、平成27年4月に制定した「そうじゃ教育大綱」に連動した「そうじゃ子ども大綱」を制定し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

## 計画の位置づけ



本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

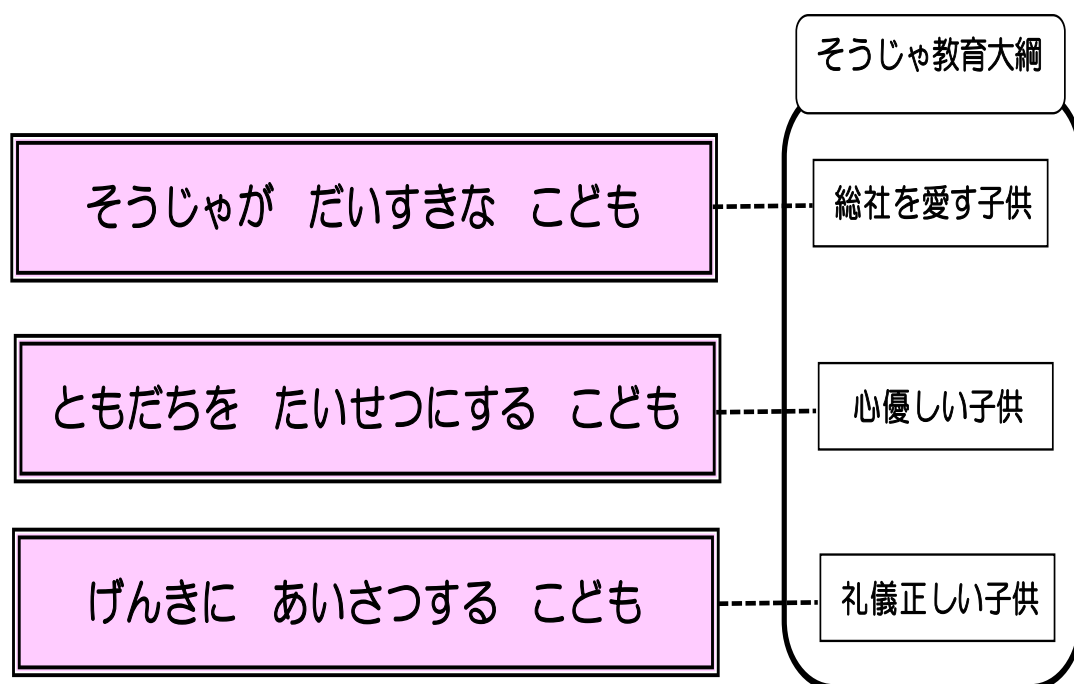
また、第2次総社市総合計画や、第3期総社市障がい者計画、第5期総社市障がい福祉計画、第1期総社市障がい児福祉計画、健康そうじゃ21（H27～R6）等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

## 計画の期間

計画期間については、令和2（2020）年度を開始初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間とします。

## そうじゃ子ども大綱（計画の基本理念）と基本目標

### そうじゃ子ども大綱（計画の基本理念）



そうじゃ子ども大綱は、平成27年4月に制定した心の教育を重視する「そうじゃ教育大綱」（「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」）に連動した、人格の基盤となる乳幼児期の目指す子どもの姿で、これを確立していくことを基本理念とします。

総社市が誇る全国屈指の地域力を結集し、一人ひとりの子どもを総社の宝として大切に育んでまいります。

また、第2期総社市子ども・子育て支援事業計画では、「そうじゃ子ども大綱」に描かれる子どもたちが地域の中で、健やかにたくましく育つようにとの思いを込めて、以下の視点で取り組んでまいります。

- ◆家庭や地域が一体となって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、まち全体で子どもの育ちを支えあう仕組みを整えます。
- ◆「総社市子ども条例」に基づき、すべての子どもの権利を擁護し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備します。
- ◆「総社市子どもを虐待から守る条例」に基づき、地域力を結集して子どもの尊厳を守り、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の実現に向けて取り組みます。

- ◆「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、政策について選択が求められる場合には、「子どもの利益」を最大の価値基準とし、方策を決定します。
- ◆乳幼児期に豊かな経験ができる質の高い教育及び保育を提供することにより、将来多様な価値を認め、地域を愛し、優しく心豊かな大人になる、また、自分で考え、行動できる自立した大人になる、子どもたちを育てていきます。
- ◆「子ども・子育て支援法」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭・学校・幼稚園・保育施設・地域・組織その他の社会のあらゆる分野のすべての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力して行うことのできる体制を整備します。

## 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の6項目を基本目標として掲げ計画を推進していきます。

基本目標1 就学前の教育・保育の提供体制を充実させる

基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

基本目標3 困難を抱える子ども・家庭を支援する

基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

### 基本目標1 就学前の教育・保育の提供体制を充実させる

- (1) 保育所, 幼稚園, 認定こども園の充実
- (2) 地域型保育事業の提供体制の整備
- (3) 就学前の教育・保育の一体的な提供体制の確保

### 基本目標2 地域における子ども・子育て支援を充実させる

- (1) 放課後における児童の居場所の充実
- (2) 多様な保育事業の充実
- (3) 親の子育て力の向上
- (4) 地域との連携による子ども・子育て支援の充実
- (5) 子育て支援のネットワークづくりの推進
- (6) 子どもの安全安心の確保

### 基本目標3 支援を要する子どもや家庭を支える

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 「児童虐待ゼロ」に向けた体制の整備
- (3) 不登校の子どもへの支援の充実
- (4) 障がいのある子どもへの支援の充実
- (5) ひとり親家庭等への支援の充実
- (6) 子どもの貧困対策の推進
- (7) 外国籍の子どもへの支援の充実
- (8) 相談体制の充実

### 基本目標4 子どもと保護者の健康支援を充実させる

- (1) 子どもと母親の健康づくりの推進
- (2) 子どもの医療費の助成と適正受診の推進
- (3) 妊娠・出産期・産後の育児不安解消のための取組の推進
- (4) 食育の推進

### 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

- (1) 子育て支援の職場環境づくりの促進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進

### 基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

- (1) 子どもの生きる力の育成
- (2) 若い世代からの親育ちの支援
- (3) 思春期保健指導の充実

# 子ども・子育て支援事業計画

## 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

### ● 教育・保育提供区域 とは

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

### ● 本市の 教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所, 幼稚園, 認定こども園	市全域
	地域型保育事業	小規模保育, 事業所内保育	
地域子ども子育て支援事業	1)利用者支援事業		市全域
	2)地域子育て支援拠点事業		
	3)妊婦に対する健康診査		
	4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
	5)養育支援訪問事業		
	6)子育て短期支援事業		
	7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		
	8)延長保育事業		
	9)一時預かり事業		
	10)病児・病後児保育事業		
	11)放課後児童健全育成事業(学童保育)		

## 教育・保育施設の充実

### 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

#### 1) 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

#### 2) 2号認定

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用することができます。保護者が幼稚園を希望する場合は、「2号I」として量を見込みます。

#### 3) 3号認定

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園・地域型保育事業が利用できます。3号認定は0歳児と1・2歳児に分けて量を見込みます。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1号認定	見込み量	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			I		I		I		I		I
		627	212	618	209	620	210	615	208	615	208
	確保方策	630	320	630	320	630	320	630	320	630	320
	教育施設	630	320	630	320	630	320	630	320	630	320
	過不足	3	108	12	111	10	110	15	112	15	112
2号認定	見込み量	968		954		956		950		949	
	確保方策	970		960		960		950		950	
	教育・保育施設	970		960		960		950		950	
	過不足	2		6		4		0		1	
3号認定	見込み量	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳
		100	723	100	722	99	740	98	737	98	735
	確保方策	74	538	84	633	96	687	98	735	98	735
	教育・保育施設	60	495	70	590	80	640	82	688	82	688
	地域型保育事業	14	43	14	43	16	47	16	47	16	47
	過不足	-26	-185	-16	-89	-3	-53	0	-2	0	0

## 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業		令和6年度(計画終了年度)	
		見込量	確保量
利用者支援事業	(母子保健型)	1か所	1か所
	(特定型)	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業		21,763 人回	21,763 人回
妊婦に対して健康診査を実施する事業		6,590 人回	6,590 人回
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		540 人	540 人
養育支援訪問事業		147 人	147 人
子育て短期支援事業		28 人	28 人
		2か所	2か所
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		8,170 件	8,170 件
延長保育事業		804 人	804 人
一時預かり事業	(幼稚園型)	34,163 人日	34,163 人日
	(その他)	4,047 人日	4,047 人日
病児・病後児保育事業		587 人日	587 人日
放課後児童健全育成事業 (放課後児童教室)	低学年	693 人	693 人
	高学年	125 人	125 人
	合計	818 人	818 人

## 第2期総社市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 総社市

〒719-1131 総社市中央 1-1-1

Tel : 0866-92-8261 Fax : 0866-92-8397